

男女共同参画会議 第17回重点方針専門調査会	資料16
平成30年10月3日	

**その他) 医学部医学科の入学者選抜における公正確
保等に係る緊急調査結果と今後の対応 (医師
の働き方を含む) について**

(厚生労働省説明資料)

医師の働き方改革に関する 検討について

厚生労働省医政局

「医師の働き方改革に関する検討会」について

- ◆ 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、長時間労働の是正のため、労働基準法を改正し、罰則付きの時間外労働の上限規制をはじめとして法律で導入する方向性が示されている。
- ◆ この中で、医師については、医師法（昭和23年法律第201号）に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であることから、時間外労働規制の対象とするもの、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、具体的には、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得るとされた。これを踏まえ、本検討会を開催するものである。

構成員

(計24名) (※五十音順)

赤星 昂己	東京医科歯科大学医学部附属病院 救命救急センター-救急医
荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
猪俣 武範	順天堂大学附属病院 医師
今村 聡	公益社団法人日本医師会 女性医師支援センター-長
岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
◎ 戎 初代	東京ベイ・浦安市川医療センター-集中ケア認定看護師
岡留 健一郎	福岡県済生会福岡総合病院 名譽院長
片岡 仁美	岡山大学医療人キャリアセンター-MUSCATセンター-長
城守 国斗	公益社団法人日本医師会 常任理事
工藤 豊一	保健医療福祉労働組合協議会 事務局次長
黒澤 一	東北大学環境・安全推進センター-教授
渋谷 健司	東京大学大学院医学系研究科 国際保健政策学教室 教授
島田 陽一	早稲田大学法学部 教授
鶴田 憲一	全国衛生部長会 会長
遠野 千尋	岩手県立久慈病院 副院長
豊田 郁子	特定非営利法人 架け橋理事長
中島 由美子	医療法人 恒貴会 訪問看護ステーション 愛園所長
斐 英洙	ハイズ株式会社 代表取締役社長
馬場 武彦	社会医療法人 ペガサス理事長
福島 通子	塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士
三島 千明	青葉アーバンクリニック 総合診療医
村上 陽子	日本労働組合総連合会 総合労働局長
森本 正宏	全日本自治団体労働組合 総合労働局長
山本 修一	千葉大学医学部附属病院 院長

◎：座長

本検討会の検討事項

- (1) 新たな医師の働き方を踏まえた医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方
- (2) 医師の勤務環境改善策
- (3) その他

検討のスケジュール

- ◆ 第1回 (平成29年8月2日) 医師の働き方改革について
- ◆ 第2回 (平成29年9月21日) 労働時間法制等について
- ◆ 第3回 (平成29年10月23日) 医師の勤務実態について
- ◆ 第4回 (平成29年11月10日) 勤務環境改善策について
- ◆ 第5回 (平成29年12月22日) 勤務医の健康確保等について
- ◆ 第6回 (平成30年1月15日) 中間論点整理・緊急対策 (骨子案) について
- ◆ 第7回 (平成30年2月16日) 中間論点整理・緊急対策について
- ◆ 第8回 (平成30年7月9日) 今後の進め方等について
- ◆ 第9回 (平成30年9月3日) 宿日直、自己研鑽等について
- ◆ 第10回 (平成30年9月19日) 医師の応召義務等について

「医師の働き方改革に関する検討会」中間論点整理等について

- ◆ 医師の働き方改革に関する検討会において「中間論点整理」「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」をとりまとめた。
(平成30年2月27日)
- ◆ 「中間論点整理」は、これまでの議論における意見をとりまとめるもの(最終報告は平成30年度末を予定)。
- ◆ 「緊急的な取組」は、医師の勤務実態の改善のため、個々の医療機関がすぐに取り組むべき事項等を示すもの。

中間論点整理の概要

なぜ今医師の働き方改革が必要なのか

- 医師は、昼夜を問わず患者対応を求められる仕事であり、他職種と比較しても抜きん出て長時間労働の実態にある。
- さらに、日進月歩の医療技術、質の高い医療に対するニーズの高まり、患者へのきめ細かな対応等により拍車がかかっている。
- 医師の健康確保、医療の質や安全の確保の観点から、長時間労働を是正していく必要。
- 患者側等も含めた国民的関わりによって我が国の医療提供体制を損なわない改革を進める必要。

医師の勤務実態の分析状況と今後の検討に関する論点

(勤務実態の分析状況)

- 特に長時間勤務となっているのは、病院勤務医、若手医師、産婦人科・外科・救急科、臨床研修医。
- 長時間勤務の要因は、緊急対応や手術・外来対応の延長、自己研鑽のほか、時間外での患者説明等。
- その背景には、患者数の多さ、応召義務の存在、医師以外の職種への業務の移管が進んでいない現場の勤務環境等がある。

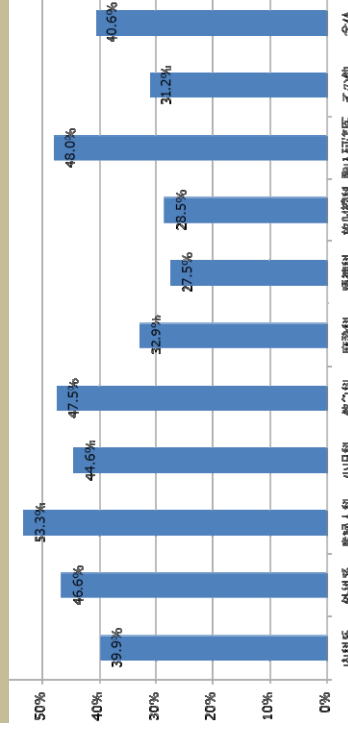
(今後の検討に関する論点に係る意見)

- 追加調査の実施も含め、引き続き勤務実態を明らかにするデータ分析が必要ではないか。
- 社会情勢等の変化の中、今後の応召義務をどう考えるか。
- 自己研鑽について労働時間への該当性への考え方が必要ではないか。
- 現行の宿日直許可基準の見直しが必要ではないか。等

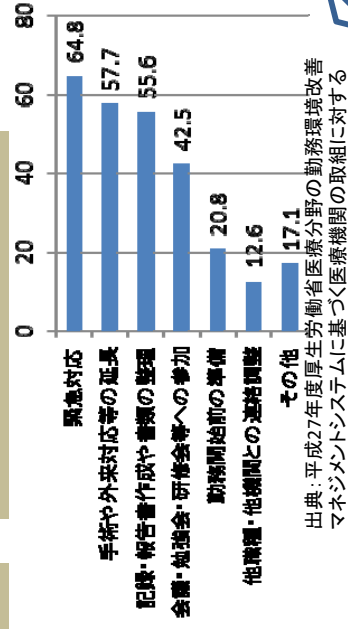
病院常勤勤務医の週当たり勤務時間

週当たり勤務時間	男性医師	女性医師
20代	64時間59分	59時間12分
30代	63時間51分	52時間13分
40代	61時間06分	49時間20分
50代	55時間28分	50時間05分
60代以上	45時間17分	42時間49分
全年代平均	57時間59分	51時間32分

週当たり勤務時間60時間以上の病院常勤医師の診療科別割合



時間外労働の主な理由



出典：平成27年度厚生労働省医療分野の勤務環境改善
マニフェストシステムに基づく医療機関の取組に対する
支援の充実を図るための調査・研究事業報告書

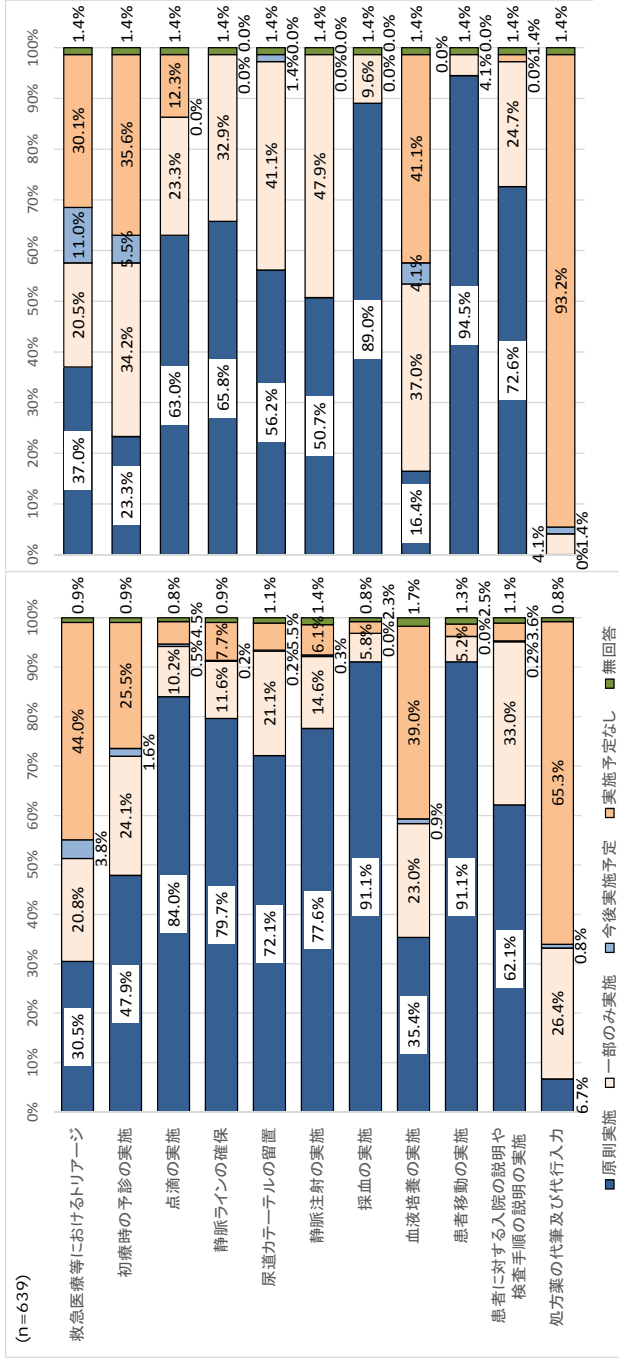
勤務環境改善に関する取組の現状と今後の方向性に関する論点

※ 働き方改革の実効性を確保するためには勤務環境改善策が重要との意見が多く、具体的な検討を深めていく。(現状)

- 医療法に基づき、各医療機関の管理者に勤務環境改善等への取組の努力義務や、都道府県による医療勤務環境改善支援センター等の枠組みが整備されている。
- 今後の方向性に関する論点に係る意見)
- 産業医による面接指導等、既存の健康管理措置の着実な実施

看護師等が行っている業務

(四病院団体協議会による調査) (全国医学部長病院長会議による調査)



(その他の意見)

- 医師以外の医療従事者の勤務環境への留意、個々の医療機関の取組だけでなく地域の医療提供体制全体で検討する必要性

時間外労働規制の在り方についての今後の検討に関する論点

- 上限時間については、脳・心臓疾患の労災認定基準(※)を超えない水準とすべき、必要な医療ニーズに対応できる医療提供体制を維持できる水準とすべき、必要に応じて諸外国を参考とすべき等の意見があった。
※ 時間外労働1か月100時間・2~6か月平均80時間
- 医師の特殊性にかかる整理、医師に対する新たな労働時間制度の検討、国民の理解を得るための周知の推進等の必要性の指摘があった。

経営管理の観点に関する論点

- 意識改革や財政面を含めた支援の在り方が課題となるのではないかと意見があった。

関係者の役割に関する論点

- 多様な関係者の参画・協力の必要性

医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組の概要

勤務医を雇用する個々の医療機関が自らの状況を踏まえ、できることから自主的な取組を進めることが重要。

医療機関における経営の立場、個々の医療現場の責任者・指導者の立場の医師の主体的な取組を支援。

医師の労働時間短縮に向けて国民の理解を適切に求める周知の具体的枠組みについて、早急な検討が必要。

考え方

1 医師の労働時間管理の適正化に向けた取組

- まずは医師の在院時間について、客観的な把握を行う。
- ICカード、タイムカード等が導入されていない場合でも、出勤時間の記録を上司が確認する等、在院時間を的確に把握する。

2 36協定等の自己点検

- 36協定の定めなく、又は定めを超えて時間外労働をさせていないか確認する。
- 医師を含む自機関の医療従事者とともに、36協定で定める時間外労働時間数について自己点検を行い、必要に応じて見直す。

3 産業保健の仕組みの活用

- 労働安全衛生法に定める衛生委員会や産業医等を活用し、長時間勤務となっている医師、診療科等ごとに対応方策について個別に議論する。

4 タスク・シフトリング（業務の移管）の推進

- 点滴に係る業務、診断書等の代行入力の業務等については、平成19年通知（※）等の趣旨を踏まえ、医療安全に留意しつつ、原則医師以外の職種により分担して実施し、医師の負担を軽減する。
- 特定行為研修の受講の推進とともに、研修を修了した看護師が適切に役割を果たせる業務分担を具体的に検討することが望ましい。

※「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発1228001号）

5 女性医師等の支援

- 短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進するなどきめ細やかな支援を行う。

6 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

- 全ての医療機関において取り組むことを基本とする1～5のほか、各医療機関の状況に応じ、勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等を行わないこと、当直明けの勤務負担の緩和（連続勤務時間数を考慮した退勤時刻の設定）、勤務間インターバルの設定、複数主治医制の導入等について積極的な検討・導入に努める。

- 厚生労働省による好事例の積極的な情報発信、医療機関への財政的支援、医療勤務環境改善支援センターによる相談支援等の充実等

行政の支援等

勤務医を雇用する医療機関における取組項目

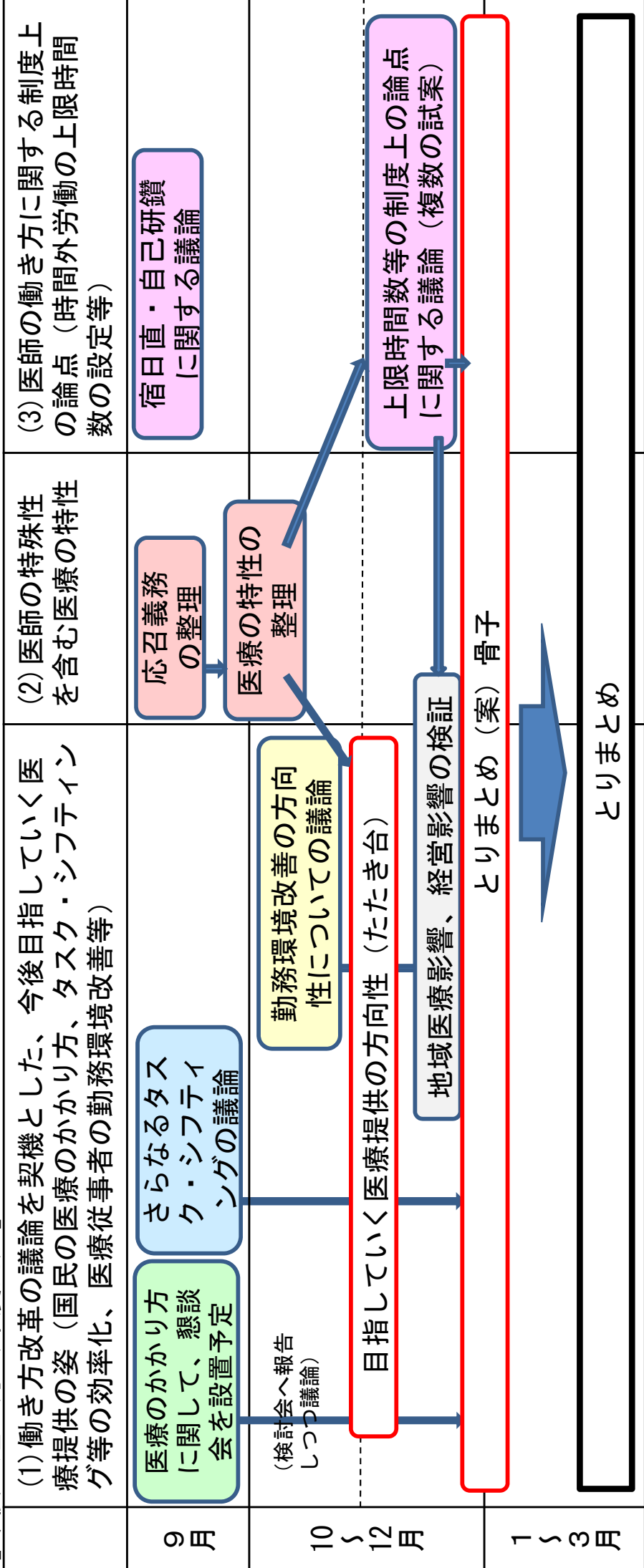
※1～3については現行の労働法制により当然求められる事項も含んでおり、改めて、全医療機関において着実に実施されるべき。

医師の働き方改革に関する検討の今後の進め方(案)

- 医師の働き方改革に関しては、「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の時間外労働の上限時間数の設定を初めとした対応の方向性を今年度中にとりまとめる必要がある。
 - 今後の議論を、
 - (1) 働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿
(国民の医療の働き方、タスク・シフティング等の効率化、医療従事者の勤務環境改善等)
 - (2) 働き方改革の検討において考慮すべき、医師の特殊性を含む医療の特性
 - (3) 医師の働き方に関する制度上の論点（時間外労働の上限時間数の設定、宿日直や自己研鑽の取扱い等）
- の3つのトラックで進め、「医師の働き方改革を通じて医療をよくしていく」という大きなビジョンでまとめたいこととしてはどうか。

【今後の進め方（年度内）】

※上限時間数等にかかる労政審（労働条件分科会）での審議は、平成31年度～



1週間の労働時間が週60時間を超える雇用の割合

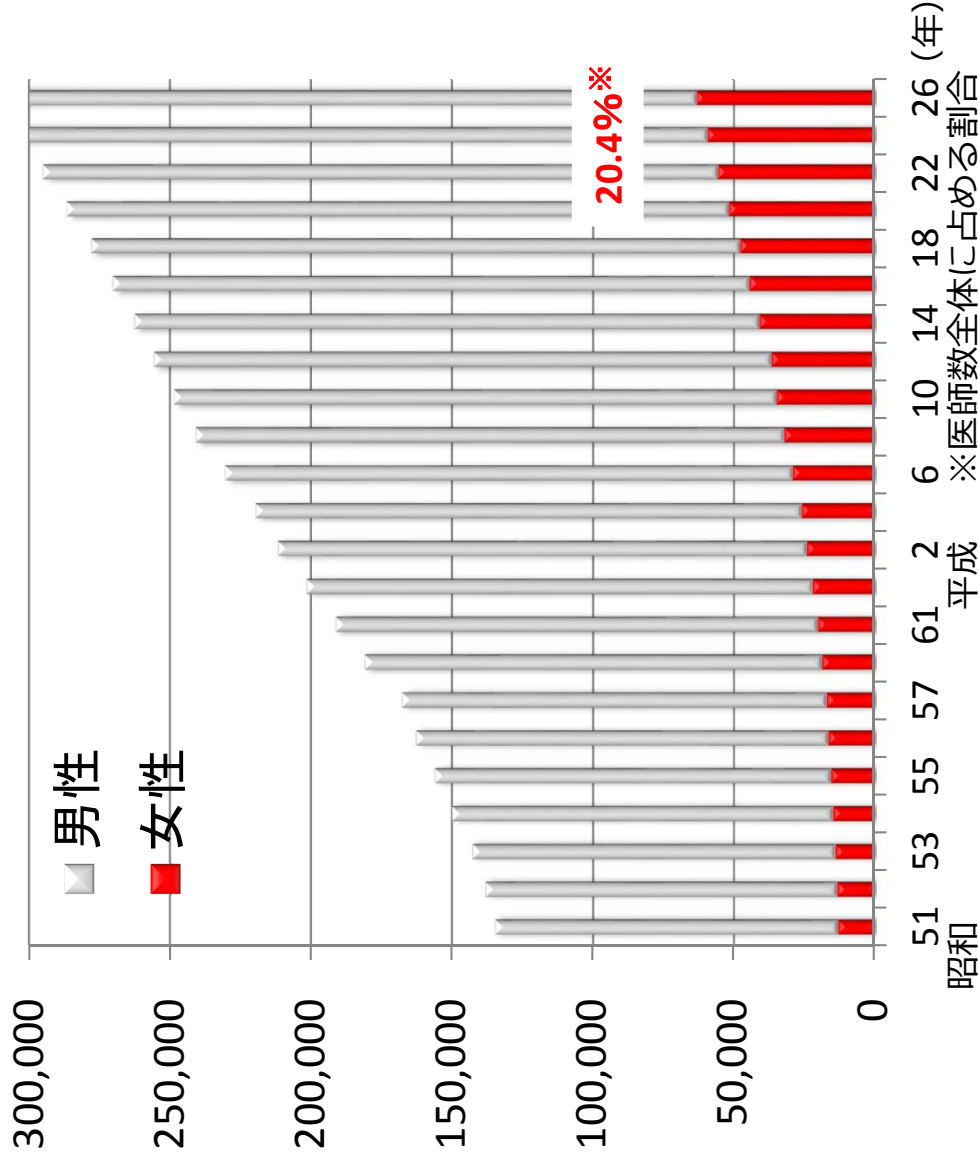
すべての雇業者（年間就業日数200日以上・正規職員）について、1週間の労働時間の実績を見ると、60時間を超える者が、雇業者全体の14%となっている。
これを職種別に見ると、**医師（41.8%）が最も高い割合**となっている。（次いで、自動車運転従事者（39.9%））

1週間の労働時間が60時間超の雇用の割合	14.0 %
計	13.3 %
管理的職業従事者	13.7 %
専門的・技術的職業従事者	11.2 %
研究者	41.8 %
医師（歯科医師、獣医師を除く）	5.4 %
看護師（准看護師を含む）	23.6 %
教員	7.1 %
事務従事者	20.0 %
販売従事者	18.3 %
サービス職業従事者	35.1 %
生活衛生サービス職業従事者	34.4 %
保安職業従事者	18.5 %
農林漁業従事者	18.7 %
生産工程従事者	10.4 %
輸送・機械運転従事者	30.8 %
自動車運転従事者	39.9 %
建設・採掘従事者	16.9 %
運搬・清掃・包装等従事者	15.0 %
分類不能の職業	17.2 %

女性医師の年次推移

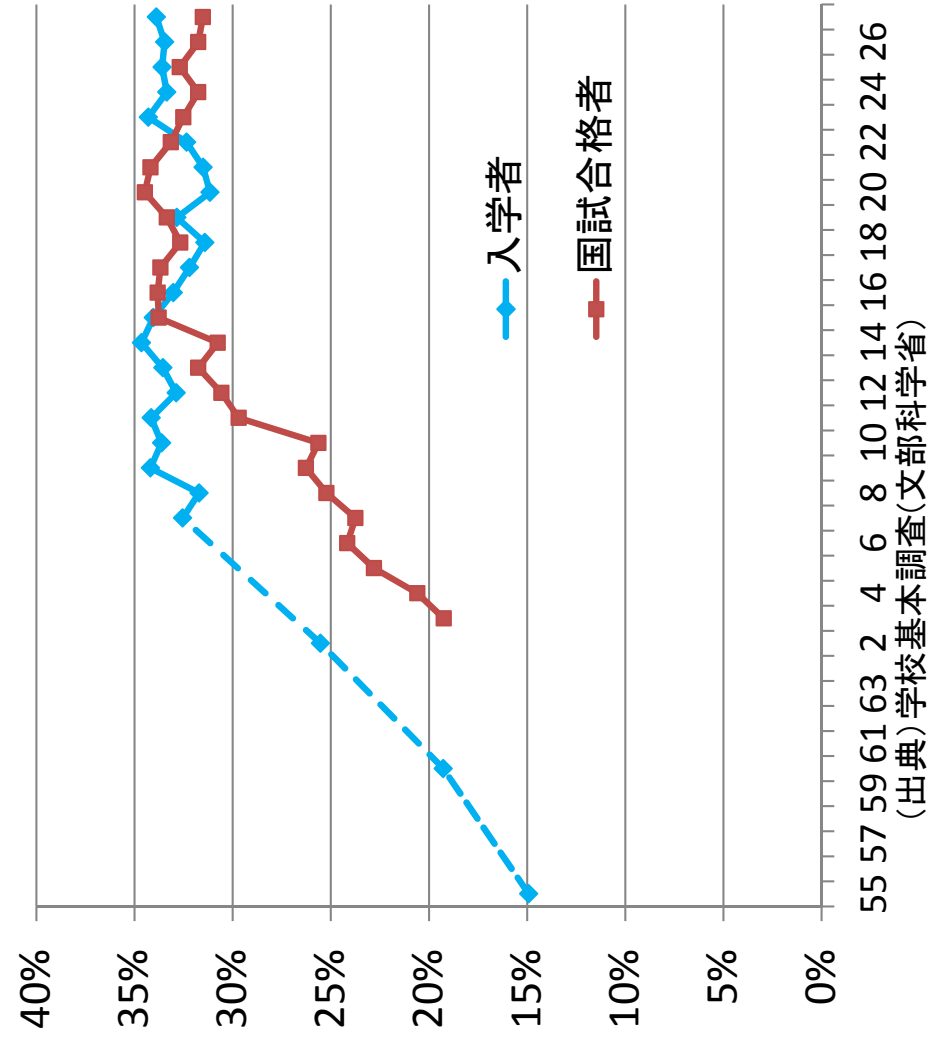
- 全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、平成26年時点で**20.4%**を占める。
- 近年、若年層における女性医師は増加しており、医学部入学者に占める女性の割合は**約3分の1**となっている。

女性医師数の推移



(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

医学部入学者・国家試験合格者数に占める女性の割合



(出典) 学校基本調査(文部科学省)
厚生労働省医政局医事課試験免許室調べ

女性医師支援に係る主な取組

平成31年度概算要求額 220,629千円 (184,755千円)

女性医師等就労支援事業 地域医療介護総合確保基金で実施可

○ 各都道府県において女性医師支援に係る取組を実施

- 大学病院や医師会等において相談窓口を設置
- 復職のための研修を実施する医療機関への補助
- 勤務環境改善の取組を実施する医療機関への補助 等

女性医師等キャリア支援事業

<平成27年度～平成30年度>

○ 女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として位置づけ、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発のための必要経費を補助。

- 平成27年度実施機関： 岡山大学、名古屋大学
- 平成28年度実施機関： 東京女子医科大学、久留米大学
- 平成29年度実施機関： 広島大学、佐賀大学

(女性医師支援に資する先駆的な取組例)

- 女性医師等に対するキャリア教育 ○ 育児支援(院内保育所の利用促進等) ○ 復職支援(シミュレーターを用いた実技練習等)

<平成31年度概算要求>

○ 出産・育児・介護等における女性医師のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、女性医師等支援で中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う

女性医師支援センター事業

平成31年度概算要求額 140,629千円 (140,629千円)

○ (公社)日本医師会に委託し、次のような取組等を実施

- 就職を希望する女性医師に対する医療機関や再研修先の紹介 (平成29年度 就業成立件数 139件)
- 学会等におけるブース出展やシンポジウムの開催 (平成29年度 実績 26回)
- 都道府県医師会等において病院管理者や医学生、研修医に対する女性医師のキャリア形成や勤務環境改善に関連する講習会・講演会の開催 (平成29年度 講習会開催件数 79回)
- 全国の大学医学部や各医学会の女性医師支援や男女共同参画の担当者に対する「大学医学部・医学生女性医師支援担当者連絡会」の開催 (平成29年度 参加者数 264人)
- 講習会等への託児サービス併設補助